

田村地域医療構想支援業務委託
公募型プロポーザル募集要領

1 主旨

本要領は、田村地域医療構想支援業務を委託するにあたり、最適な者を選定するための手続きについて必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

田村地域医療構想支援業務（以下、「本業務」という。）委託

(2) 目的

病床機能分化・連携等の検討を支援するため、必要なデータの収集及び分析を行い、田村地域における医療提供体制の課題や公立医療機関の医療機能を適切に把握し、今後のあり方を検討するための基礎資料とする。

(3) 業務内容

ア 田村地域の公立医療機関の現状と問題点・課題の把握及び改善策の提案

イ 田村地域の公立医療機関のあり方や今後の取組のあり方の方向性の提案

※詳細は、「仕様書」を参照してください。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和3年3月19日（金）まで

3 委託限度額

28,600千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加資格

企画提案に応募できる者は、次の条件を満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請している者でないこと等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 福島県等から入札参加資格制限措置を受けている者でないこと。
- (5) 本要領に示した仕様と類似の業務について過去5年のうちに履行実績があり、確実に履行できる者であること。

(類似の業務の例)

- ◆ 都道府県が発注する、医療計画の策定や地域医療構想の実現を目的とした都道府県内の医療提供体制の実態把握を行う業務
- ◆ 地域医療の提供実態の把握を目的とした、レセプトデータの集計・分析を伴う業務
- ◆ 公立病院の再編・統合に係る病院コンサルタント業務 など

(6) 以下、ア、イのいずれかを満たしていること。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けている者。又は、「JIS Q 27001」、「JIS Q 27002」、「ISO/IEC27001」、「ISO/IEC27002」等の認証を有している者。

イ ア以外の事業者にあつては、事業者において個人情報保護に関する規程を定めていて、個人情報保護に関する教育・研修を実施（実施計画・実施内容等を示すことができること）している者。

5 質問の受付及び回答

募集要領等の内容について次により質問を受け付けます。

(1) 受付期間

令和2年9月16日(水) ～ 令和2年9月23日(水)

(2) 提出方法

質問書により作成のうえ、福島県保健福祉部地域医療課までメールまたはFAXにより提出するものとします。

(3) 質問に対する回答

上記の質問に対する回答については、令和2年9月25日(金)までに地域医療課のホームページに掲載します。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案参加表明書 1部

イ 宣誓書 1部

ウ 本要領4(5)に規定する履行実績が確認できる契約書の写し 4部

エ 本要領4(6)の要件を満たしていることを証する書類の写し 4部

オ 上記ウの契約が本業務と同種又は類似の業務の元請けであることが分かる資料(仕様書の写し等) 4部

カ 企画提案書(任意様式) 4部

企画提案書は、A4版16枚以内で作成することとし、両面・片面印刷、カラー・モノクロいずれでも可とする。作成に当たっては、本募集要領及び仕様書の内容を十分踏まえた上で、下記の内容を盛り込むこと。

- (ア) 田村地域において想定される医療提供上の課題
 - (イ) 「田村地域の公立病院の医療機能分析業務」の実施方針・内容に係る提案
 - (ウ) 「田村地域公立病院の機能分担等に係る方針立案の支援業務」の実施方針・内容に係る提案
 - (エ) 分析に用いるデータの種類と入手方法に係る提案
 - (オ) 成果物に関する提案
 - (カ) 実施スケジュールに関する提案
 - (キ) その他、田村地域における病床機能分化・連携等を円滑に進めるための追加提案
 - (ク) 事業実施組織・体制、業務従事予定者
 - (ケ) 業務従事予定者の業務経験
- キ 経費見積書（任意様式） 4部（正本1部、副本3部）
- 経費見積書には、積算項目の内訳（数量、単位、単価等）を明確に記載し、本業務の実施に必要となる全ての経費（消費税を含む。）を計上すること。
- なお、見積額が、上記「3委託限度額」に定める額を超えた場合は、本業務の契約を行うことができず、無効（企画提案に参加することができない）となるので、注意すること。
- (2) 受付期間
令和2年9月16日（水） ～ 令和2年9月29日（火）
 - (3) 提出方法
持参又は郵送とする。
 - (4) 提出先 福島県保健福祉部地域医療課
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
TEL：024-521-7915 FAX:024-521-7926

7 業務委託候補者の決定

(1) 業務委託候補者の選定方法

県が設置する審査会において、(3)で定める審査項目及び配点に基づき、提出書類を審査し、総得点が6割以上である企画提案を行った提案者のうち、総得点が最上位の提案者を業務委託候補者として選定する。

また、総得点が最上位の提案者が複数いる場合は、審査会において協議の上業務委託候補者を選定する。企画提案者が1者のみである場合は、総得点が満点の6割以上となったときのみ、業務委託候補者として選定する。

(2) 審査内容

ア 書類審査

(ア) 実施日

令和2年9月30日(水) 予定

(イ) 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、下記(3)の審査項目及び配点に基づいて審査し、審査の結果、提案者の中から総得点の最も高い者を選定する。

(ウ) 審査結果の通知

審査終了後、速やかに全ての提案者に審査結果を電子メールで通知する。

(3) 審査項目及び配点

ア 業務の遂行能力 45点

(ア) 本業務の目的を達成するために十分な実施体制があり、必要な専門知識を有する者の確保が期待できるか。

(イ) 本業務に類する事業の実績から、実施に必要な知識、ノウハウ、経験等は十分であるといえるか。

(ウ) スケジュールは、業務を円滑かつ効果的に実施できるものとなっているか。

イ 調査提案内容 90点

(ア) 本業務の目的や業務内容を十分に理解した内容となっているか。

(イ) 提案内容は、本業務の目的を達成するたえに、十分な訴求力があるものであるか。

(ウ) 独創性・創意工夫のある内容となっているか。

(エ) 実施方法等が具体的で、実現性があるか。

ウ 業務に要する費用 15点

(ア) 事業費の積算は妥当か。

8 日程

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| (1) 募集要領の公表 | 令和2年9月16日(水) |
| (2) 質問書の受付締切 | 令和2年9月23日(水) |
| (3) 質問書の回答 | 令和2年9月25日(金) |
| (4) 企画提案書提出期間 | 令和2年9月16日(水)
～令和2年9月29日(火) |
| (5) 書面審査 | 令和2年9月30日(水)(予定) |
| (6) 審査結果の公表 | 令和2年10月1日(木)(予定) |
| (7) 契約締結 | 令和2年10月2日(金)(予定) |

9 失格事由

(1) 本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が本要領に適合していないとき。
- イ 企画提案書等の作成形式等が本要領に適合していないとき。
- ウ 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- エ 書類に虚偽の記載があったとき。
- オ 企画提案にあたって、複数案を掲示し県に判断を委ねる行為があったとき。
- カ その他応募者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断したとき。

10 その他

(1) 契約に関する条件等

ア 成果品の利用

本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、受注者は、必要に応じて二次的な利用も可能なように対応すること。

なお、やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、県が無償かつ無期限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。

イ 成果品の権利等

- ① 成果品は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- ② 成果品について、県に対し受注者は著作者人格権の行使を行わないものとする。

ウ 機密の保持

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

エ 個人情報の保護

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、福島県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(2) その他

ア 企画提案書の取り扱い

提出された書類は原則として返却しない。

イ 提出後の書類の変更等

提出された書類は、原則として、提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。また、提出書類に虚偽の記載を行った場合は無効とする。

ウ 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

エ 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

オ 提案者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取りやめることがある。

カ 本業務は、地域医療介護総合確保基金事業を財源としており、国の交付決定の状況等により公募型企画提案方式を執行することが困難であると認めるときは、実施を延期または取りやめることがある。

キ 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。

ク 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、福島県情報公開条例等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き開示することとなる。

1.1 問い合わせ先

福島県保健福祉部地域医療課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電話024-521-7915